

大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書

警察庁丁組一発第 610 号
医薬監麻発 1122 第 1 号
令和 6 年 11 月 22 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
宇田川 佳宏

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長
小園 英俊

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 84 号）による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号。以下「法」という。）の一部が令和 7 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、大麻草栽培からの暴力団排除を徹底するため、警察庁と厚生労働省は、警察庁及び都道府県警察（以下「警察」という。）と厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課（以下「麻薬対策課」という。）、都道府県の薬務を担当する課（以下「薬務担当課」という。）及び地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）（以下「麻薬取締部」という。）との間での業務運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

薬務担当課、麻薬対策課又は麻薬取締部は、大麻草栽培者（第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう。以下同じ。）の免許の申請又は登録事項の変更に係る届出における審査及び確認を行う場合その他必要がある場合は、警察に対し、大麻草栽培者の免許を受けようとする者又は免許を受けた者（以下「免許申請者等」という。）の暴力団排除条項該当性について照会するものとする。また、警察は、薬務担当課、麻薬対策課又は麻薬取締部からの照会に対して当該免許申請者等の暴力団排除条項該当性について回答するものとする。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）

第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第5条第2項第6号（法第13条第2項において準用する場合を含む。））

- (2) 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの（法第5条第2項第7号（法第13条第2項において準用する場合を含む。））
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（※注）（法第5条第2項第8号（法第13条第2項において準用する場合を含む。））

（※注）「事業活動を支配する」とは、

- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。

3 照会手続及び回答の要領

(1) 第一種大麻草採取栽培者免許について

ア 薬務担当課の長（以下「薬務担当課長」という。）は、第一種大麻草採取栽培者になろうとする者からの免許の申請又は登録事項の変更に係る届出（法人又は団体であつて、その業務を行う役員の変更に係る場合に限る。）があつた場合、当該薬務担当課が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、免許申請者等の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 暴力団対策主管課長等は、アによる照会を受けたときは、当該免許申請者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、薬務担当課長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(2) 第二種大麻草採取栽培者免許について

ア 麻薬対策課の長（以下「麻薬対策課長」という。）は、第二種大麻草採取栽培者になろうとする者から免許の申請又は登録事項の変更に係る届出（法人又は団体であつて、その業務を行う役員の変更に係る場合に限る。）があつた場合、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課の長（以下「組織犯罪対策第一課長」という。）に対し、免許申請者等の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 組織犯罪対策第一課長は、アによる照会を受けたときは、当該免許申請者等の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、麻薬対策課

長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(3) 大麻草研究栽培者免許について

ア 麻薬取締部の長は、大麻草研究栽培者になろうとする者からの免許の申請があった場合、当該免許申請者が所在する都道府県を管轄する暴力団対策主管課長等に対し、免許申請者の暴力団排除条項該当性の有無について文書（別記様式第1号）により照会するものとする。

イ 暴力団対策主管課長等は、アによる照会を受けたときは、当該免許申請者の暴力団排除条項該当性を確認し、該当の有無について、麻薬取締部の長に対し、速やかに文書（別記様式第2号）により回答するものとする。

(4) 警察が自ら通知する場合

組織犯罪対策第一課長又は暴力団対策主管課長等（以下「暴力団対策担当課長等」という。）は、(1)から(3)までによる照会以外で、大麻草栽培者の免許を受けた者が2の排除対象者に該当する事実を確認した場合は、当該事実を確認した区域を管轄する薬務担当課長若しくは麻薬取締部の長又は麻薬対策課長（以下「担当課長等」という。）に対し、速やかに文書（別記様式第3号）により通知し、必要な措置を執ることを求めるものとする。

(5) 担当課長等の対応

暴力団対策担当課長等から排除対象者に該当する事由があるとの回答・通知が行われた場合には、担当課長等は、当該免許申請者等に対し必要な措置を執るものとする。

4 照会等に関する留意事項

(1) 暴力団対策担当課長等と担当課長等との間の文書又は電磁的記録媒体（CD-R等をいう。以下同じ。）の受渡しについては、原則として、手交で行うものとする。

ただし、警察の所在地と、各照会機関の所在地が遠隔地であるなど、手交により難いと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。この場合には、送付する書類及び電磁的記録媒体の紛失並びに誤配達の防止、漏えいの防止その他の情報の管理を万全に期すものとする。

(2) 別記様式第1号から第3号までについては、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

なお、電磁的記録媒体を用いて照会する場合は、当該免許申請者等（当該免許申請者等が法人等であるときはその役員）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式（別記様式第1号別添。拡張子.csv）により記録したものを用いるものとする。

5 情報管理の徹底

暴力団対策担当課長等と担当課長等は、本合意書に基づく照会等その他両者間で行われる情報交換に係る情報については、照会等手続の目的以外に利用しない

ものとし、紛失及び漏えいの防止その他情報管理に万全を期すものとする。

6 連携の強化

暴力団対策担当課長等と担当課長等は、照会等の手続に関して相互に協力し、緊密な連携の下、大麻草栽培からの暴力団排除対策を推進するものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による大麻草栽培への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じ、厚生労働省、麻薬取締部又は薬務担当課職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁及び厚生労働省において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律附則第7条の規定により、第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けようとする者は、同法の施行日前においても、これらの免許を申請することができることとされていることから、本合意書に基づく業務の運用は、令和7年1月1日から開始するものとする。
- (3) なお、令和7年3月1日以降、令和6年10月11日に合意した「大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書」（警察庁丁組一発第540号、医薬監麻発1011第1号。以下「旧合意書」という。）に基づく大麻草採取栽培者の登録事項の変更に係る照会手続に関しては、本合意書における第一種大麻草採取栽培者の運用に準じて行うものとし、旧合意書については、令和7年3月1日に廃止とする。

以上

別記様式第1号（照会）

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

暴力団対策主管課長 殿

薬務担当課長又は麻薬取締部の長
（ 公 印 省 略 ）

「大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書」に基づく回答について

下記の者について、「大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除対象者に該当するか否かについて照会します。

記

1 照会対象者

別添のとおり。

※ 別添を用いない場合は、

氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所
を記載し、法人の場合は、
その法人の商号又は名称
を加えて記載すること。

別添

照会文書記載例

シメイ	氏名	生年月日				性別	住所	法人名
		和暦	年	月	日			
コセイ タロウ	厚生 太郎	S	26	11	05	M	東京都千代田区…	●● (株)
ロウトウ ハコ	労働 花子	S	30	11	22	F	大阪府中央区…	(有) ▲▲
マトリ ジロウ	麻取 次郎	H	06	07	05	M	神奈川県横浜市…	個人

(補足説明)

電磁的記録（拡張子.csvにて保存）については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（昭和はS、平成はH、令和はR、で半角とし、数字は2桁半角をセルごとに入力し、照会を行うものとする（上記記載例参照）。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナを記載。

別記様式第2号（回答）

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

薬務担当課長又は麻薬取締部の長 殿

暴力団対策主管課長
（公印省略）

「大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書」に基づく回答について

「大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書」（以下「本合意書」という。）に基づき、令和 年 月 日付け（文書番号〇〇）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

※ 該当する場合

1 照会対象者

商号又は氏名、代表者、役員等

2 調査結果

上記の者は、本合意書2-〇に該当する事由があると認められる。

その他の者は、本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

※ 該当しない場合

いずれの者も本合意書に規定する排除対象者に該当する事由があると認められない。

別記様式第3号（通知）

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

薬務担当課長又は麻薬取締部の長 殿

暴力団対策主管課長
（ 公 印 省 略 ）

「大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書」に基づく通知について

下記の者については、「大麻草栽培からの暴力団排除に関する合意書」（以下「本合意書」という。）に規定する排除対象者に該当すると認められるので通知します。

記

1 氏名（フリガナ）

2 生年月日

3 性別

4 住所

5 法人の場合にあっては、その法人の商号又は名称

6 理由

上記の者は、本合意書に規定する排除対象者2-〇に該当する事由があると認められる。

7 その他

※ 必要により記載